



特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

令和8年1月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

20251205 資 第 6 号
認 可
令 和 7 年 12 月 16 日

料金その他の供給条件の内容および実施期間

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年1月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口もしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款15 (定額電灯) (4) もしくは供給約款18 (公衆街路灯) (1) 口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16 (従量電灯) (1) ニ、供給約款17 (臨時電灯) (1) ハ、供給約款20 (臨時電力) (3) イ、供給約款附則5 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2) もしくは供給約款附則6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) (2) の料金または供給約款16 (従量電灯) (2) ニ、供給約款16 (従量電灯) (3) ハ、供給約款17 (臨時電灯) (2) ハ、供給約款17 (臨時電灯) (3) 口、供給約款18 (公衆街路灯) (2) ニ、供給約款19 (低压電力) (5)、供給約款20 (臨時電力) (3) 口もしくは供給約款21 (農事用電力) (3) の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (イ)、(ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (ニ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(86,100\text{円} - \text{平均燃料価格})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り,かつ,
129,200円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は, 129,200円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(129,200\text{円} - 86,100\text{円})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年9月1日から令和7年11月30日までの期間	令和8年1月の検針日から令和8年2月の検針日の前日までの期間
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間	令和8年2月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間
令和7年11月1日から令和8年1月31日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は, 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし, 臨時電灯および臨時電力で, 料金の算定期間を契

約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といいたします。

ロ 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 单 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといいたします。

		令和8年1月の 検針日から令和8 年3月の検針日の 前日までの期間	令和8年3月の 検針日から令和8 年4月の検針日の 前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	17円48銭	5円83銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	34円96銭	11円65銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	69円91銭	23円30銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	104円87銭	34円96銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	174円78銭	58円26銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	174円78銭	58円26銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	52円20銭	17円40銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	104円41銭	34円80銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	104円41銭	34円80銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年1月の 検針日から令和8 年3月の検針日の 前日までの期間	令和8年3月の 検針日から令和8 年4月の検針日の 前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭	0円47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭	0円94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭	0円94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年1月の 検針日から令和8 年3月の検針日の 前日までの期間	令和8年3月の 検針日から令和8 年4月の検針日の 前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭	4円94銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年1月の 検針日から令和8 年3月の検針日の 前日までの期間	令和8年3月の 検針日から令和8 年4月の検針日の 前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	7円40銭	2円47銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	14円80銭	4円93銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	44円41銭	14円80銭
契約電力が3キロワットをこえる場合 1キロワットを増すごとに1日につき	14円80銭	4円93銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年1月の 検針日から令和8 年3月の検針日の 前日までの期間	令和8年3月の 検針日から令和8 年4月の検針日の 前日までの期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最

低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71銭0厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円41銭8厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円83銭7厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4円25銭5厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7円 9 銭2厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7円 9 銭2厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円20銭1厘
---------------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいた

します。